

出産後のママと赤ちゃんをサポートします

(産後ケア事業のご案内)

霧島市では、出産後に頼れる人がいないママと赤ちゃんをサポートするために、産後ケア事業を実施しています。

対象者

霧島市に住所がある方で、産後1年未満の母親とその乳児で次の要件のどちらにも該当する方

- ・産後に支援をしてくれる家族等がない
- ・産後のお母さんの体調がすぐれない、育児に対して不安がある



内容

出産した医療機関等を退院後、助産所等で下記のメニューを利用しながらお母さんと子どもの体調に合わせて、助産師等によるケアを受けることができます。

	宿泊型		デイサービス（日帰り）型	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・お母さんの産後の体調管理とケア ・授乳方法、赤ちゃんのお風呂の入れ方、お世話の仕方などについての相談、サポート 			
利用上限	6泊7日		7日	
利用料金 (消費税込み)	1日当たり 7,000円	市民税課税世帯	1回当たり 3,500円	市民税課税世帯
	1日当たり 3,500円	市民税非課税世帯 生活保護世帯	1回当たり 1,750円	市民税非課税世帯 生活保護世帯
双子の場合は 追加料金が 必要です (1人につき)	1日当たり 1,650円	市民税課税世帯	1回当たり 825円	市民税課税世帯
	1日当たり 825円	市民税非課税世帯 生活保護世帯	1回当たり 407円	市民税非課税世帯 生活保護世帯

<例>○宿泊型 10/10～10/12の3日間を利用したい場合
市民税課税世帯 7,000円×3日=21,000円の利用料金がかかります。

○乳児が2人以上の場合（双子など）の場合

上記の利用料金 + 2人目以降の乳児1人あたりが必要です。

(宿泊型・市民税課税世帯の場合) 1日当たりの利用料金が8,650円となります。(7,000円+1,650円)

○上記金額以外にも、おむつ代・ミルク代等、自己負担が生じるものがあります。

利用方法

① 利用申請

霧島市役所健康増進課、
またはすこやか保健センター、各総合支所市民生活課へ
申請書を提出してください。
申請は利用者本人、またはご家族の方が行ってください。

必要書類

- 産後ケア事業利用申請書（窓口、市ホームページから）
- 母子健康手帳
- 申請者の印鑑（スタンプ式ゴム印不可）



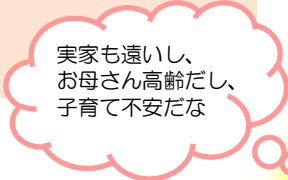
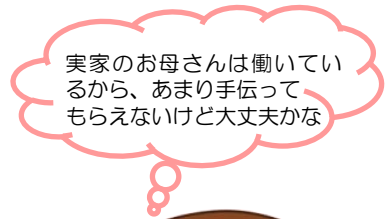
② 利用の可否についての通知が届きます



③ 産後ケア施設へ入所、産後ケアを受ける （各自で、ご予約をお願いします）



④ 退所、自己負担金のお支払い



こんな時はご相談ください。

利用できる施設

施設名	住所	電話番号
産後ケアハウス みつお HOUSE	霧島市隼人町見次 1306-1	0995-55-8782
フィオーレ第一病院	始良市加治木町本町 307-1	0995-63-2158
竹内レディースクリニック	始良市東餅田 502-2	0995-65-2296
鹿児島中央助産院	鹿児島市伊敷6丁目 17-18	099-210-7560
マミィ助産院	鹿児島市中山町 2598	099-263-5503

申込み・問い合わせ先

霧島市役所 健康増進課 TEL 0995-64-0905
すこやか保健センター TEL 0995-42-1159